

美咲町居宅介護及び居宅支援サービス費等の額の特例に関する規則

平成17年3月22日

規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下「居宅介護サービス費等の額の特例」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額の減額及び免除の基準等)

第2条 法第50条及び第60条の規定により町が定める介護給付及び予防給付の割合（以下「給付割合」という。）は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める給付割合とする。

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条第1項第1号及び第97条第1項第1号の要件に該当する場合には、要介護被保険者若しくは要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）の所有する住宅、家財又はその他の財産に、その価格の10分の5以上の損害（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）を受け、かつ、生計中心者の前年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である者に対しては、損害の程度及び合計所得金額に応じて次の表に掲げる給付割合とする。

合計所得金額	給付割合	
	損害の程度が10分の5以上10分の8未満のとき。	損害の程度が10分の8以上のとき。
500万円以下であるとき。	100分の97	100分の100
750万円以下であるとき。	100分の95	100分の97
750万円を超えるとき。	100分の93	100分の95

(2) 省令第83条第1項第2号から第4号まで及び第97条第1項第2号から第4号までの要件に該当する場合には、生計中心者の当該年中の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が前年の合計所得金額の10分の5以上減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額が400万円以下である者に対しては、次の表に掲げる給付割合とする。

合計所得金額	給付割合
200万円以下であるとき。	100分の97
300万円以下であるとき。	100分の95
300万円を超えるとき。	100分の93

2 居宅介護サービス費等の額の特例は、前項各号に規定する事由発生後6箇月の範囲内において必要と認められる月までとし、前項各号に定める給付割合を適用する。ただし、法第28条第1項又は法第33条第1項の要介護認定又は要支援認定の有効期限内に限る。

(居宅介護サービス費等の額の特例の申請等)

第3条 要介護被保険者等は、居宅介護サービス費等の額の特例の適用を受けようとするときは、居宅介護サービス費等の額の特例に関する申請書(様式第1号)に被保険者証及び特例を受けようとする事由を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は速やかにその事実等について調査し、その結果について、居宅介護サービス費等の額の特例決定通知書(様式第2号)により居宅介護サービス費等の額の特例の承認・不承認の決定を当該申請者に通知するとともに、承認すると決定した場合は、居宅介護サービス費等の額の特例に関する認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

3 居宅介護サービス費等の額の特例適用を受けた者(以下「特例適用者」という。)は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を居宅介護サービス費等の額の特例理由消滅申告書(様式第3号)に認定証を添えて、町長に申告しなければならない。

(居宅介護サービス費等の額の特例の取消し等)

第4条 町長は、特例適用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その居宅介護サービス費等の額の特例を取り消し、その旨を当該特例適用者に居宅介護サービス費等の額の特例取消通知書(様式第4号)により通知するとともに、当該居宅介護サービス費等の額の特例により免れた介護給付等に要した費用を徴収するものとする。

(1) 資力の回復その他事情の変化により特例が不相当と認められる場合であるにもかかわらず前条第3項の規定による申告を怠ったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により居宅介護サービス費等の額の特例を受けたと認められるとき。

2 前項の規定による通知を受けた者は、認定証を町長に返還するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の旭町居宅介護及び居宅支援サービス費等の額の特例に関する規則（平成16年旭町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年12月28日規則第37号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第30号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

居宅介護サービス費等の額の特例に関する申請書

被 保 険 者	フリガナ		保 険 者 番 号		
	氏 名		被 保 険 者 番 号	/	
			個 人 番 号		
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	
	住 所	〒 電話番号			
生 計 中 心 者	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	
	住 所	〒 電話番号			
居 宅 介 護 サ ー ビ ス 費 等 の 額 の 特 例 の 申 請 理 由	第1号被保険者・生計中心者_____が				
<p>上記のとおり、居宅介護サービス費等の額の特例を適用していただくよう申請します。 なお、認定の決定に関して、私の世帯について必要な課税資料等を閲覧することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住 所 氏 名 電話番号() —</p> <p>美咲町長 様</p>					

※ 生計中心者が被保険者本人の場合は、生計中心者欄の記載は不要です。

町記入欄

交 付 年 月 日	備 考
年 月 日	(※ 所得分布の状況等を記入)
摘 要 年 月 日	
年 月 日から	
有 効 期 限	
年 月 日まで	

様式第2号(第3条関係)

居宅介護サービス費等の額の特例決定通知書

年 月 日

様

美咲町長

先に申請がありました居宅介護サービス費等の額の特例については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
決定年月日	年 月 日		
決定事項			
1 承認する	[摘要年月日] 年 月 日 [有効年月日] 年 月 日	[承認内容] 給付率	/100
2 承認しない	[理由]		

この通知により承認された方は、居宅介護サービス費等の額の特例認定証が同封してあります。介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

不服の申立て

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、岡山県介護保険審査会に対し審査請求することができます。

お問い合わせ先
美咲町役場

様式第3号(第3条関係)

居宅介護サービス費等の額の特例理由消滅申告書

被 保 険 者	フリガナ		保 険 者 番 号	
	氏 名		被 保 険 者 番 号	/
			個 人 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	住 所	〒		
	電話番号			
生 計 中 心 者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	住 所	〒		
	電話番号			
消 滅 理 由	第1号被保険者・生計中心者_____が			
<p>上記のとおり、居宅介護サービス費等の額の特例理由の消滅を申告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者住 所</p> <p>氏 名</p> <p>電話番号() —</p> <p>美咲町長 様</p>				

※ 生計中心者が被保険者本人の場合は、生計中心者欄の記載は不要です。

様式第4号(第4条関係)

居宅介護サービス費等の額の特例取消通知書

年 月 日

様

美咲町長

先に承認しました居宅介護サービス費等の額の特例については、次の理由により取消し
することに決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
決定年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
取消年月日	年 月 日		
取消理由			
区分	期 間	給 付 率	
取 消 前	年 月 日 ┆ 年 月 日	%	
取 消 後	年 月 日 ┆ 年 月 日	%	

不服の申立て

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60
日以内に、岡山県介護保険審査会に対し審査請求することができます。

お問い合わせ先
美咲町役場